

森町教育委員会定例会会議録 (要旨)

会議名	令和6年2月森町教育委員会定例会				
開催日時	令和6年2月22日(木) 10時25分				
会場	森町文化会館 第2研修室				
出席委員	教育長	野口和英			
	委員	村松昌吾			
	委員	早馬保男			
	委員	佐藤佐和子			
	委員	宮崎智栄			
出席者	学校教育課 課長	塩澤由記弥	健康こども課 課長	朝比奈礼子	
	課長補佐	土屋智也乃	社会教育課 課長	三澤由紀子	
	学校管理係長	井口寧了	課長補佐	磯谷博俊	
	庶務係長	鈴木真央	社会教育係長	中村美幸	
傍聴者	なし				

1 開会

教育長	委員の出席を確認し、開会を宣告。
-----	------------------

2 前回会議録の承認

教育長	事前に配付してある前回定例会の会議録について、質疑を求める。
委員全員	質疑なし承認。
教育長	前回定例会会議録の承認を宣し、教育長の報告を求める。

3 教育長の報告

教育長	2月に開催及び出席した各種会議等について報告する。
1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長会議 (総務課からの連絡等) ・ 園長・校長会 (和顔愛語(1) 教育委員会行事等) ・ 磐周地区教育長会 (令和6年度人事異動打合せ)
2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡磐周モラロジー事務所・杉本氏来庁(家族のきずなエッセイ作品募集等) ・ 総務課打合せ (人事異動打合せ)
4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森町ロードレース大会 (開会式への出席、スターター)
5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員人事評価面談 (校長・教頭の後期人事評価面談)
6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森町幼小中一貫教育研究推進委員会 (今年度の取組の振り返り、次年度の計画等)
8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡県教職員組合組織機構整備小委員会来庁 (磐周地区出身静教組書記長の現状報告等)
10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石松カップ・カワセミカップ (森FC主催サッカー大会開会式挨拶)
12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当選証書付与式 (町長選挙当選者への付与式出席)
13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課打合せ (職員採用試験等打合せ) ・ 学校給食連絡協議会 (令和6年度給食実施計画について)
15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長会議 (総務課からの連絡等) ・ Mori JYFC山崎氏来庁 (地域クラブに関する情報交換)
19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森町交通安全対策委員会 (令和6年度交通安全活動について) ・ 地域クラブ活動推進協議会 (委員の委嘱、今後の計画等)

	21日	・静岡県社会教育委員連絡協議会 西部地区研修会	(法政大教授・杉本龍勇氏のリモートによる講演視聴)
	22日	・総合教育会議	(令和5年度森町の教育について)
		・教育委員会定例会	(2月定例会)
	26日	・職員採用試験	(職員3次募集面接試験)
	27日	・袋井・森地区教育研究会会長来庁	(今年度の取組、来年度の研修計画について)
	28日	・全員協議会	(森町小中学校跡地利活用事業公募型プロポーザル審査結果等)
	29日	・臨時教育委員会	(令和6年度教職員人事異動について)
教育長	教育長の報告について、質疑を求める。		
委員全員	質疑なし承認。		

4 付議する案件

【議事】

教育長	議事について事務局に説明を求める。 議第30号について説明を求める。
庶務係長	議第30号 森町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について 制定理由として、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」により、学校による働き方改革を進めるための総合的な取り組みの一環として、文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある「指針」に格上げされた。これにより、教育職員のサービスを監督する教育委員会においては、本指針を参考に「上限方針」を教育委員会規則等において定めることとされたことから、本規則を新規に制定するものである。 内容としては、第3条に上限時間として1か月45時間、1年360時間を範囲内とし、突発的な業務が発生した場合には、1か月100時間、1年720時間を範囲内としている。ただしその期間は6か月以内とし、さらにその6か月間のうち、各期間の直前の時間外勤務時間との平均がそれぞれ80時間以内とするよう規定している。いずれも静岡県や近隣市町の規則等を参考とした。以上、審議をお願いします。
教育長	以上について質疑を求める。
村松委員	現在の勤怠管理はタイムカードを使用しているのか。
教育長	パソコンで管理をしている。磐田市等と同様にミライムで管理し、出退勤の時間も一覧表で印刷することができる。
早馬委員	著しく多忙な教職員はいるのか。
教育長	早く帰れる人と、ものすごく遅くなる人が大体決まっている。ゴールを決めて時間管理をしながら仕事をするというのは非常に大事な事で、管理職からも指導を入れている。毎月指導主事もチェックをしているが、どの学校も時間外勤務はかなり減ってきている。
早馬委員	個人差はあると思うが、負担となっているのであれば改善しないといけない。
教育長	基本はガイドラインから指針になったということで、法的にきちんと管理をする必要がある。管理職を含め指導をしていく。
佐藤委員	休日の部活動はどのように扱うのか。
教育長	休日の部活動の時間を勤務時間とするかは今まで曖昧であったが、現在は特殊勤務手当の支給対象となっている。 部活動の時間については、夏場は18時15分まで行っていたものを、スタートを早めて短

	時間集中型に変わってきている。
委員 全員	他に質疑なく承認。
教 育 長	議第31号について説明を求める。
庶務係長	議第31号 森町立小・中学校処務規程の一部改正について 改正理由としては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令が施行され、新型コロナウイルスの学校保健安全法施行規則上の位置づけが第1種から第2種へ変更された。また教職員の勤務時間の割振り等に関する基準の運用や職員の休職処分に係る事務手続き、さらには静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部が改正されたことにより、それぞれ関連する様式の改正が必要となったものである。以上、審議をお願いする。
委員 全員	質疑なし承認。
教 育 長	議第32号について説明を求める。非公開とする。
学校教育課 課長 補佐	議第32号 準要保護の認定について
委員 全員	承認。

【報告事項】

教 育 長	続いて報告事項について事務局に説明を求める。 報第55号について説明を求める。
庶務係長	報第55号 森町立小・中学校等補助金交付要綱の一部改正について 本改正は、各学校の代表者で構成される「学校管理規則等検討委員会」において事務職員から提案があったものである。文書事務の効率化のため、様式中の文書番号欄を廃止する改正である。
教 育 長	以上について質疑を求める。
委員 全員	質疑なし承認。
教 育 長	報第56号について説明を求める。
庶務係長	報第56号 森町公立学校に勤務する県費職員の自家用車の公務使用に関する取扱要領の一部改正について 本改正について「学校管理規則等検討委員会」において提案があったものである。第2条の自動車購入代金未払の後に「等」を加えた理由として、これまでは購入代金が未払いのためディーラー名義になっているものについても自家用車と認めていた。ただ、昨今の社会情勢の影響で納期が遅れる場合が多々あり、代金は支払っているが、納車がされず代車の使用期間が延びていることがある。そのような際の自家用車での出張に対応できるよう改正を行うものである。
教 育 長	以上について質疑を求める。
委員 全員	質疑なし承認。
教 育 長	報第57号について説明を求める。
学校教育課 課長 補佐	報第57号 森町通級指導教室実施要綱について 通級指導教室については、平成30年度から森小学校に1学級開設をして実施している。指導を受ける児童が年々増えていることもあり、令和5年度は飯田小5名、宮園小5名、森小19名の計29名で実施をしている。標準的な実施人数は24人であるが、令和6年度はさ

	らに増え36名になる予定であることから、森小と同規模の宮園小に通級指導教室を開設する。それに当たって所要の改正を行うものである。
教 育 長	以上について質疑を求める。
村 松 委 員	通級指導教室に入級するためには、就学支援の委員会を設けて審議をするのか。
学校教育課 課 長 補 佐	まず校内就学支援委員会の中で協議をし、それを町の就学支援委員会に上げてもらい、そちらで審議をして決定する。
委 員 全 員	他に質疑なく承認。
教 育 長	報第58号について説明を求める。
社会教育課 課 長 補 佐	報第58号 森町美術品等活用委員会設置要綱の一部改正について 本要綱は、令和5年8月25日に制定されたものであるが、当初は貸出の基準を定める目的であったため任期は定めなかった。しかしながら、7月31日に委員会を開催したところ、どのような活用をしたか1年に1度でも報告をし、次の活用に繋げていく方が良いといった意見があったことから、2年の任期を加える改正をしたものである。
教 育 長	以上について質疑を求める。
委 員 全 員	質疑なし承認。

5 連絡事項

教 育 長	連絡事項について、説明を求める。
庶 務 係 長	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会臨時会を2月29日(木)13時30分から文化会館第2研修室を開催する。 ・次回定例会を3月22日(金)13時30分から文化会館第2研修室で開催する予定。 ・来年度の定例会日程案に一部変更があった。確認をお願いします。

6 閉 会

教 育 長	以上で本日の日程を終了し、閉会とする。 11時00分閉会
-------	---------------------------------

上記のとおり、会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

署 名 人 教 育 長

委 員

委 員

委 員

委 員

事 務 局
